

## 船橋市教育委員会会議 6月定例会会議録

1. 日 時 平成27年6月25日(木)  
開 会 午前10時00分  
閉 会 午前11時00分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員
- |          |         |
|----------|---------|
| 委 員 長    | 山 本 雅 章 |
| 委員長職務代理者 | 鎌 田 元 弘 |
| 委 員      | 石 坂 展 代 |
| 委 員      | 佐 藤 秀 樹 |
| 教 育 長    | 松 本 文 化 |
4. 出席職員
- |                  |         |
|------------------|---------|
| 教育次長             | 古 橋 章 光 |
| 管理部長             | 原 口 正 人 |
| 学校教育部長           | 秋 山 孝   |
| 生涯学習部長           | 佐 藤 宏 男 |
| 管理部参事兼施設課長       | 小 川 良 平 |
| 学校教育部参事兼学務課長     | 棚 田 康 夫 |
| 学校教育部参事兼保健体育課長   | 向 笠 真 司 |
| 生涯学習部参事兼青少年課長    | 古 畠 秀 昭 |
| 生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 | 鈴 木 隆   |
| 教育総務課長           | 度 会 益 己 |
| 指導課長             | 大 村 尚   |
| 総合教育センター所長       | 秋 元 大 輔 |
| 社会教育課長           | 二 野 史 靖 |
| 文化課長             | 田久保 里 美 |
| 青少年センター所長        | 大 月 秀 夫 |
| 中央図書館長           | 金 子 昌 利 |
| 指導課主幹            | 尾 楠 欣 也 |

### 5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第32号 平成28年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について

議案第33号 船橋市学区審議会委員の委嘱又は任命について

議案第34号 船橋市図書館協議会委員の委嘱について

### 第3 臨時代理報告

報告第4号 船橋市運動公園プール改修工事請負契約の締結の意見聴取について

### 第4 報告事項

- (1) 平成27年度船橋市小・中学校音楽発表会（第37回サマーコンサート）について
- (2) 平成27年度船橋市小・中・特別支援学校「夢・アート展」について
- (3) 平成27年度船橋市中学校演劇部夏の発表会について
- (4) 第51回船橋市中学校総合体育大会について
- (5) 前貝塚堀込貝塚（5）遺跡見学会の実施結果報告について
- (6) ホテル観賞会の実施報告について
- (7) 一宮ふれあいキャンプの実施について
- (8) その他

## 6. 議事の内容

### 【委員長】

ただいまから、教育委員会会議6月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認についてお諮りいたします。

5月19日に開催しました教育委員会会議5月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【委員長】

異議なしと認めます。当該会議録について承認いたします。

それでは議事に入りますが、議案第33号及び議案第34号については、船橋市教育委員会会議規則第12条第1項第1号に該当しますので、非公開としたいと思います。

ご異議ございませんか。

### 【各委員】

異議なし。

### 【委員長】

異議なしと認めますので、当該議案を非公開といたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに議案第32号について、指導課、説明をお願いいたします。

#### 【指導課長】

議案第32号「平成28年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」ご説明いたします。

船橋市教育委員会組織規則第3条第14号に、市立高等学校及び市立特別支援学校高等部の生徒の募集並びに入学者選抜の大綱を決めることとございます。また、船橋市立高等学校管理規則、生徒募集及び入学者選抜の第24条には、第1学年生徒の募集及び入学者の選抜の方法等については、この規則に定めるもののほか毎年教育委員会が定め、あらかじめこれを告示するとございます。

市立船橋高等学校は千葉県の公立高等学校の1つであるため、千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に準じて選抜事務を進めているところでございます。また、選抜要項につきましては7月3日までに千葉県教育委員会に報告し、その後、一部が千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に掲載されることとなりますので、本日の教育委員会会議におきましてご審議をお願いいたします。

まずはじめに、千葉県の公立高等学校の入試制度におきましては、昨年度と比べまして応募資格、選抜方法に大きな変更はございませんが、今年度より県の前期選抜において選抜する人数枠の範囲が、専門学科にあっては昨年度まで50%以上80%以内となっておりましたが、今年から50%以上100%以内に変更されました。

このことによりまして、商業科、体育科の前期選抜枠をそれぞれ100%といたします。

理由としては、実際に前期選抜において商業科、体育科を受検する生徒は、本校において専門的に学ぶことを第一希望としており、前期選抜で不合格になった者のほとんどは後期選抜でも再受検しているという現状がございます。募集定員以上の受検者がいるにもかかわらず2回に分けて募集することは、ただ単に生徒及び中学校、高校の負担を大きくするものであり、必要性を感じないという理由でございます。

次に期待する生徒像には、「文化活動・生徒会活動等に優れた実績を有し、自己の資質をさらに発展させる意欲があること。」となっておりましたが、その実績に「音楽活動」を加えて「文化活動・音楽活動・生徒会活動等」と変更いたしました。

その他につきましては、本市の選抜要項も、制度及び選抜内容は昨年度と全く同様でございます。

それでは、平成28年度の入学者選抜の概要につきましてご説明いたします。資料の4ページをご覧ください。

第1の募集定員につきましては、普通科240人、6学級分です。商業科80人、2

学級分。体育科80人、2学級分。それぞれ男女共学といたします。

第2の出願につきましては、普通科におきましては船橋市内が学区になります。専門学科の商業科、体育科は、学区が県内全域となっております。また、他の公立高校との併願はできません。

これ以外の入学志願者は、高等学校の校長承認が必要となります。

学区の詳細につきましては、14ページにございます通学区域に関する規則に示してございます。

それでは、4ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

次に、第3、前期選抜についてご説明いたします。

1、前期選抜の定員は、普通科においては全体の募集定員の60%とし、144名。商業科及び体育科は全体の募集定員の100%、80名といたします。

次に5ページをご覧ください。

2、応募資格及び期待する生徒像等につきましてご説明いたします。

(1)の応募資格③に、「学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者」とありますが、中学校を卒業した者と同等以上の学力がある者ということでございます。この部分につきましては、これだけの表記ではわかりづらいということがございますので、ホームページにアップするときに注釈をつけ加える予定でございます。

(2)期待する生徒像につきましてご説明いたします。各学科とも、まじめに学習し、活動した中学生が受験できる内容となっております。普通科、商業科を受験する者には、高等学校が定めた期待する生徒像の項目、普通科においてはアからエ、商業科においてはアからウに当てはまる者に対して自己表現を実施いたします。これは前もって自己申告をいたしまして、自分で表現をするということになります。

次に、6ページをご覧ください。

前期選抜の検査の期日は、平成28年2月9日（火曜日）及び10日（水曜日）でございます。

第1日目、学力検査を国語・数学・英語・理科・社会について各50分で実施いたします。

第2日目、普通科は自己表現、商業科は自己表現と面接、体育科は適性検査を実施いたします。

自己を表現するという検査方法により、人物に優れ、学習意欲に富み、目的意識を持って志願し、入学後は充実した高校生活を送ろうとする意欲ある生徒を確保することを目的としております。体育科につきましては、適性検査として幾つかの運動種目から選択して実施いたします。

次に、5の選抜方法についてご説明いたします。

選抜方法につきましては、(1)から(4)まで記載がございましたが、調査書等の書類審査と学力検査の成績、自己表現、面接、適性検査の結果を総合的に判定いたします。

特に調査書の評定につきましては、6ページにあります算式1で得られた数値を選抜の資料といたします。

次に、選抜結果の発表日時につきましては、2月17日（水曜日）午前9時からでございます。

続きまして、前期選抜の一部として実施する特別入学者選抜についてご説明いたします。7ページ第4及び8ページ第5に記載してございます。

船橋高等学校は、特別入学者選抜としまして海外帰国生徒と中国等帰国生徒の2つの特別入学者選抜を実施いたします。海外帰国生徒の特別入学者選抜は普通科のみ、中国等帰国生徒の特別入学者選抜は全ての学科で実施いたします。

次に、後期選抜についてご説明いたします。9ページ下のほうをご覧ください。

後期選抜は、募集定員から、前期選抜で入学許可候補者に内定した者の数を減じた人数を募集人員とするものでございます。商業科・体育科においては、前期選抜で募集定員を満した場合は、それぞれの後期選抜は実施いたしません。

応募資格につきましては前期選抜のものと同じでございます。

提出書類は、入学願書、調査書、個人成績一覧表等となっております。

提出期間は、平成28年2月22日（月曜日）及び23日（火曜日）になります。

10ページの「3、志願又は希望の変更」をご覧ください。

後期選抜では、1回に限り希望する学科の変更、または志望する高等学校の変更ができます。

11ページの「5、検査の期日」をご覧ください。

後期選抜の検査期日は、平成28年2月29日（月曜日）の1日のみといたします。

6の（1）学力検査の内容は、国語・数学・英語・理科・社会、各40分の検査時間といたします。さらに商業科では面接、体育科では適性検査を実施いたします。

次に、7の選抜方法についてご説明いたします。

選抜の方法は、調査書、学力検査の成績及び面接や適性検査の結果や、12ページに示しました算式2を用いまして、それからアからエ、このようなものを資料としまして総合的に判定をいたします。

選抜結果の発表日時につきましては、平成28年3月4日（金曜日）午前9時からでございます。

最後に、第2次募集についてご説明いたします。

第2次募集は、後期選抜までの入学許可候補者が募集定員に満たなかった場合、実施することになります。普通科、商業科は面接及び作文、体育科は面接及び適性検査を実施いたします。

以上で、平成28年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項についての説明を終わります。

なお、入学者選抜実施要項を要約した募集要項は、本市のホームページに掲載する予

定でございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

**【委員長】**

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【鎌田委員長職務代理者】**

ご説明あったかもしれませんが、前期試験で100%ということですがけれども、この前期試験100%というのは今年からということですよ。

**【指導課長】**

そのとおりでございます。本年度から枠の範囲が変更されたことに伴いまして、100%としたいという考えでございます。

**【鎌田委員長職務代理者】**

そうすると、100%にした場合は後期試験はやらないということなんですけれども、ある程度、そのまま100%と思っていたのが、ほかの私立に併願とかで逃げて減ってしまうとか、そこの部分、大体少し余裕を持たせて採れみたいな話もあるんですけども、その辺の戦略的な部分、欠員が起こるなんていうようなことはないようにはできるのでしょうか。

**【指導課長】**

前期選抜においては、人数100%を入学許可候補者といたしまして、その中から入学確約書という書類を出していただきます。その段階で内定するということになるわけですがけれども、あらかじめ余分に内定しておくというようなことはいたしませんで、その入学確約書の提出状況を見た上で、後期選抜を実施するかしないかという判断になるということでございます。

以上です。

**【委員長】**

よろしいですか。

そのほか、何か。

**【石坂委員】**

11ページの、後期選抜の6、検査内容の(2)のところですが、ここは普通科のほ

うは、前期のように自己表現などの検査はないのでしょうか。

**【指導課長】**

後期選抜においては、普通科の自己表現は実施いたしません。

**【石坂委員】**

その場合は、普通科は特になしとか、何か書かなくてもよいのでしょうか。

**【指導課長】**

ここにつきましては、県の実施要項にもそういった表記はございませんで、それに準じてこちら書いてございません。

以上です。

**【委員長】**

そのほか、何か。

**【佐藤委員】**

直接的には関係ないのですが、去年の倍率というのでしょうか、それを教えていただきたいのと。

もう一点、この算式1とか2というものの意味するところとか、県が定める数値とか、2の場合はKが1とか、その辺の意味するところを簡単にご説明いただければと思います。

**【指導課長】**

はじめに6ページの算式1ですけれども、Xというのが本人の評定の持ち点といえますか、その数値になります。それで、 $\alpha$ のところには、これは県が定める95が入りまして、その後のmというのは各中学校の平均値になります。

というのは、平成15年度から、調査書の評定が相対評価から絶対評価に変わりました。相対評価の場合には点数の比率が決まっておったんですけれども、絶対評価になったことに伴い、学校によつての若干の平均値の上下がございまして、それを補正する意味で、県全体の平均値に近い95を基準として、それより平均値が高い学校の場合には若干マイナスするというような、補正するための式でございまして。

それから、続いて12ページのほうの算式2ですけれども、Yというのが学力検査の結果になります。それから、Zというのが算式1で出した、補正された調査書に書かれている評定の得点になります。ここで、Kは市高の場合は1とするわけなんですけれども、学力検査の結果と調査書の評点を同等に加えるということになります。この数字が、

例えば2ということにしますと、調査書の得点を2倍に換算して見るというので、調査書重視ということになります。市立高校の場合にはここを1とするということになります。

以上です。

**【委員長】**

あと、倍率は。

**【指導課長】**

失礼しました。すみません、倍率は手元に数字を持ってごさいませんでしたので、後ほどお知らせいたします。失礼いたしました。

**【鎌田委員長職務代理者】**

今の倍率にも関係すると思うのですがけれども、例えば前期試験で普通と商業、体育科が同じ試験科目だとすると、同日併願、要するに試験を1回受けて2つの合格の可能性がありというような、例えばそういうところに人気が集中してというようなときに、それは学力の高い子たちが、またそういう違うチャンスが出てくるというようなやり方もあると思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

**【指導課長】**

前期選抜には、そういったことはごさいません。後期選抜につきましては、第1希望、第2希望という希望をもらうことができます。そちらで行います。

以上でございます。

**【委員長】**

そのほか、何かございますか。

語句の問題なんですけれども、5ページの期待する生徒像の普通科のところなんです、「人物に優れ、積極的な学習意欲を持ち、入学後も本校で以下のいずれかの特色を發揮できる者」というふうにあって、ア、イ、ウ、エ、いずれかということなのですが、アのところを見ると、「授業に積極的に取り組み、まじめに努力すること」というのは、アだけしか書いてないんです。これは全部に、上にやったほうがいいのではないかなと思うんです。でないと、ほかのイ、ウ、エは、まじめに授業に取り組みなくてもいいような感じにとれてしまいますね。

だから、「授業に積極的に取り組み、以下のいずれかの特色を發揮できる者」としたほうが、全部にかかるからいいのかなという気がするのですが。



**【指導課長】**

委員長のおっしゃることは大変よく理解しました。ただ、この辺の表記については、それぞれ各学校で制定するものでございますが、県内他校についても同様の並列の表記になっているものですから、それを参考にしてつくっているところでございます。

以上でございます。

**【委員長】**

今の倍率に関して、私は公立高校の倍率が新聞で発表されると、市船はどうだろうかというも見ていますけれども、市船の子は、私がふだん診療していても、とてもいい子が多いんです。礼儀正しくて、すごくいい教育をしていると思うので、同じ偏差値だったら市船に行くべきではないかなと、私はいつもそういうふうに思っていたのですけれども、どうも人気がないんですね。

これは恐らく、もう少し市船のよさを啓蒙して、同じレベルの子だったら、ほかの公立高校を受けないで市船に志願してほしいようなアピールをぜひしてほしいなと思います。今年は特にそういうふうに感じました。それもよろしく願いいたします。

**【教育次長】**

後期の教育ビジョンの中でも、市船の魅力をこれからどんどんつくって市民に理解してもらおうということで、ハード面では特に施設の改修、ソフト面では教育課程の組み方をはじめ、魅力ある授業について、検討委員会を立ち上げて検討しているところです。後期の中でそれらが実現できるように努力をしているところでございます。

以上です。

**【委員長】**

中学3年の先生にも、進路相談というのはあると思うんですけれども、積極的に市船を推すようなお願いをしてもいいのかなという感じもいたしますけれども。

**【学校教育部長】**

市立高校の校長は、全中学校を訪問して、中学校の校長にPRしたり、いろいろな機会を捉えて市立船橋高校のPRをしているところでございます。

以上です。

**【委員長】**

よろしく申し上げます。

それでは、議案第32号「平成28年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

**【各委員】**

異議なし。

**【委員長】**

異議なしと認めます。

議案第32号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第33号について、学務課、説明をお願いいたします。

議案第33号「船橋市学区審議会委員の委嘱又は任命について」は、学務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【委員長】**

続きまして、議案第34号について、中央図書館、説明をお願いいたします。

議案第34号「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」は、中央図書館長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

**【委員長】**

異議なしと認めます。議案第34号については原案どおり可決いたしました。

続きまして、臨時代理の報告に入ります。

それでは、報告第4号について、生涯スポーツ課、報告をお願いします。

**【生涯スポーツ課長】**

報告第4号「船橋市運動公園プール改修工事請負契約の締結の意見聴取について」ご報告いたします。

資料のほうは、本冊の17ページから32ページでございます。

船橋市運動公園プール改修工事請負契約の締結につきましては、市長が議会に提出する議案を作成するに当たり意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集するいとまがございませんでしたので、船橋市教育委員会組織規則第3条の2第1項の規定に基づく教育長の臨時代理により、議案について異議のない旨市長に申し入れましたので、ご報告するものでございます。

運動公園プールは、都市公園条例に基づき設置された施設でございます。この改修工事の議案の所管は都市整備部となっております。

議案の内容につきましては、資料19ページにございますように、契約金額2億5,

892万円で、工期は資料20ページをご覧くださいますと、平成29年6月30日までとしております。

工事内容は、資料23ページをご覧くださいますと、既存のプール及び管理棟を含めまして改修をしております。そして、資料24ページでございますように、50メートルの公認プール、25メートルプールのほか、児童・幼児プール、ドーム型滑り台プール、直線及び回転スライダープールなど、レクリエーション機能を持ったプール及び管理棟を新たにつくるものでございます。

報告第4号につきましての説明は以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【石坂委員】**

市民プールで、これだけの規模ですね、いろいろな種類の、造波プールとか滑り台プールとか、ますます市民の方に親しまれると思います。

ちょっと心配は、駐車場ですとか、ここの運動公園に向かう道路ですとか、そういったところはどうかのでしょうか。

**【生涯スポーツ課長】**

ただいま、駐車場の問題と交通渋滞の問題を2点いただきましたけれども、都市整備部のほうにおきまして検討しておりますが、駐車場につきましては、この公園の東側のところに約1万平米の用地を駐車場として整備する予定であると聞いております。

また、交通渋滞につきましても対応すると聞いておるところでございます。

以上でございます。

**【委員長】**

そのほか、何か。

**【鎌田委員長職務代理者】**

50メートルの公認プールということなのですが、水泳の大会等、学校教育に絡む部分も非常にかかわってくると思うのですが、そういう水泳の指導であるとか、大会の運営であるとか、その辺の先生方のご意見というのはある程度反映されているのでしょうか。

**【生涯スポーツ課長】**

この50メートル公認プールにおきましては、市民大会等が毎年行われております。その中で、水泳協会さんですとかそういったところと意見調整をしながら進めてきたところでございます。

以上でございます。

**【委員長】**

そのほか。

これとは直接関係ないんですが、海浜公園のあのプールはどうなってしまったのですか。あれは相当お金をかけてやったと思います。相当いい施設もあったと思うのですが、あれはどのようになっているのですか。

**【生涯スポーツ課長】**

聞いている範囲でございますけれども、海浜公園のプールにつきましては、東日本大震災後、施設の被害が大きく廃止することが決定したとのことでございます。

以上でございます。

**【委員長】**

その前から、屋内のプールはやっていなかったですね。焼却場から温水を流すパイプを通して温水プールにしていたんですね。それが、あそこはみんな埋め立てで、みんな塩分で腐食されて、結局使用できなくなったという話も聞いていました。だから、大震災前からもうやっていなかったですね。

今度はこれだけお金をかけてやるわけですから、ぜひいい施設をつくってほしいと思います。

よろしいですか。

続きまして、報告事項に入ります。

はじめに、報告事項（1）から報告事項（3）について、指導課、報告をお願いいたします。

**【指導課長】**

それでは、サマーコンサートと、「夢・アート展」、夏の演劇発表会の開催についてご報告させていただきます。本冊のほう33ページをご覧ください。

あと3週間余りで、市内の小・中学校は夏休みとなります。夏季休業中、毎年恒例の児童・生徒の発表会がございます。

まず、サマーコンサートのお知らせでございます。

このコンサートは市内小・中学校の児童・生徒の音楽表現力の向上と音楽教育の振興を図る目的で開催し、今年で37回目を迎える発表会です。7月21日から3日間、船

橋市民文化ホールを会場に、1日目が小・中学校合唱と小学校器楽の部、2日目が小学校器楽の部、3日目が中学校器楽の部と3日間にわたり開催いたします。

小学校の器楽に出場する学校が多いことから、昨年から小学校器楽を2日間に分けて行っております。3日間ともに講師から学校ごとの講評をいただき、音楽教育の向上に役立てております。新しく入部した児童・生徒にとりましては、公の場での発表会ははじめてであると思いますので、緊張しながらも熱の入った演奏会になることと想われます。

委員の先生方、お忙しいとは存じますが、足を運んでいただけると幸いです。

次に、35ページ、船橋市小・中・特別支援学校「夢・アート展」でございます。

児童・生徒の夢や願いを多様な平面作品にあらわすことで豊かな情操を養い、創造的表現力の伸長を図ることを目的としております。本年度は8月6日（木曜日）から8月24日（月曜日）まで、アンデルセン公園子ども美術館で行われます。

昨年度の場合ですが、出品総数が636点、入館者は4,218人ということで、来館者から、「子どもたちの思いが伝わってくる」とか、「児童・生徒の夢や願いが生き生きと表現されている」等の声をいただきました。

この催しは、昭和40年代の「小・中学校写生会・巡回展」を発展させたもので、平成5年度に現在の名称「夢・アート作品展」に変更になりました。平成12年度からは会場を子ども美術館として、今年で16回目ということになります。

期間中、多くの皆様に足を運んでいただければ幸いです。

次に、37ページ、船橋市中学校演劇部夏の発表会でございます。7月31日（金曜日）、8月1日（土曜日）に船橋市民文化ホールで開催いたします。

船橋市中学校演劇部の発表は、個性豊かな表現力の育成を図り、演劇を通して広く生徒相互の交流と親睦を図ることを目的としております。発表会は、春、夏、冬と年3回行われますが、夏の発表会は船橋市民文化ホールという大きな会場で行う晴れの舞台で、たくさんの観衆に見ていただけるよい機会でもあります。

この発表会で学校演技賞に選ばれた学校は、8月11日（火曜日）に千葉市青葉の森で行われる県の発表会に出場することになります。

演劇発表会では、演技がすぐれていた学校に学校演技賞を贈ります。また、部門ごとに舞台美術賞、舞台効果賞、照明賞、音響賞、衣裳賞、創作脚本賞。また個人賞として、すぐれた演技力を発揮したと認められる生徒には個人演技賞を贈り、表彰しております。

今年度も、生き生きと表現する生徒たちがつくり上げる総合芸術のすばらしさを伝えてくれることと期待しております。

出場学校は、市内の中学校7校と私立中学校1校の予定です。

多くの皆様にご覧いただければ幸いです。

報告は以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

続きまして、報告事項（４）について、保健体育課、報告をお願いいたします。

**【保健体育課長】**

報告事項（４）第５１回船橋市中学校総合体育大会の実施計画についてでございます。資料、本冊３９ページをご覧ください。

本年度も、中学生の熱い戦いが繰り広げられる総合体育大会の時期となりました。本年度の大会要項を４６ページまでの８ページにわたり掲載してございます。詳細につきましては割愛させていただきますけれども、大会日程及び会場の一覧を４６ページに掲載してございますのでご覧ください。

本年度は７月１８日（土曜日）から２３日（木曜日）までの間で大会が開催されます。２０日（月曜日）は祝日のため大会運営はいたしませんので、予備日１日を含めて５日間での開催となります。

現在、大会に向けて、各専門部では大会運営の準備を進めているところでございます。

教育委員の皆様には、各競技で活躍する選手の姿をご覧いただけるように、本日、巡回希望のご案内を配付させていただいております。ご多用中であるとは思いますが、巡回希望日を同封の返信用はがきにてご連絡いただきたく思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、一番下の１６番目の駅伝の部につきましては、１０月１０日（土曜日）の実施となります。要項等詳細が決まりましたら改めてご案内をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

続きまして、報告事項（５）について、文化課、報告をお願いいたします。

**【文化課長】**

それでは、文化課から、前貝塚堀込貝塚遺跡見学会について報告をさせていただきます。

資料は本冊の４７ページから４９ページをご覧ください。

5月26日（火曜日）、前貝塚堀込貝塚遺跡見学会を実施いたしました。場所は塚田公民館の隣地に当たります。時間は午前9時35分からと、午前10時45分からの各35分ずつ行いまして、近隣の塚田小学校6年生児童170人を含む227人の参加がありました。参加人数の内訳につきましては資料のとおりです。

本事業は、昨年度の海老ヶ作貝塚損壊を受けまして、再発防止の一環として、市民の皆様へ遺跡の重要性を知ってもらい、郷土の歴史に関心を持ってもらうことを目的に、啓発事業に取り組むことになりました。

発掘現場は、前貝塚堀込貝塚全域7万4,000平米のうち約3,000平米の場所で、マンション建築のための開発の目的になっておりました。参加した小学生からは、土器にさわったり、担当職員に当時のトイレや、それから食べ物のこと、縄文人の体格のことなどの質問をしたり、身近な場所に遺跡があったことへの驚きですとか、土器片を組み立ててみたい、発掘調査をやってみたいというような、貴重な体験からいろいろな感想がありました。

今後も、埋蔵文化財の周知に向けては積極的に取り組んでいく予定でございます。  
以上です。

**【委員長】**

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

**【石坂委員】**

子どもたちですとか地域の方々の貴重な機会に立ち会えることができ、大変すばらしいことだと思いますが、遺跡見学会となっていますけれども、子どもたちはちょっと遺跡を掘ったりとか、体験できたりしたんでしょうか。

**【文化課長】**

実際に掘るのは、やはり遺跡を壊してしまったりすると調査に影響が出てしまうので、専門の職員が掘ったものを上から見るしかできません。実際に手にすることができるのは、遺跡から出てきた遺物ですね、土器などは実際に手に取って見ることはできたのですが、掘るという作業はできない状況になっております。

以上です。

**【委員長】**

よろしいですか。

**【鎌田委員長職務代理者】**

大変いい試みだと思ふんですけども、先ほどご説明いただいた趣旨ですと、遺跡が壊されたこととかああいうようなことは余り起こってほしくないということだとすると、例えばデベロッパーさんとか不動産屋さんとかという、そういう業者さんの方々にもゲストとしてご理解いただくような形はどうでしょうか。最初から、こういうのはだめというのではなくて、こういうふうにすばらしいんだよ、というのがあると、また次の機会でも呼びするといいかなというふうに思いました。

**【文化課長】**

実は、当日、このデベロッパーも参加をしております、市民の方と一緒に説明を聞いてくださっております。

以上です。

**【委員長】**

ありがとうございました。

そのほか、これに対して何かございますでしょうか。

続きまして、報告事項（6）について、生涯スポーツ課、報告をお願いいたします。

**【生涯スポーツ課長】**

平成27年度ホテル観賞会についてご報告いたします。

資料は本冊の51ページになります。

ホテル観賞会は、ホテルを通して自然に親しんでいただくことを目的に、昭和60年から毎年実施しており、今年も運動公園内のホテルの里におきまして、5月26日（火曜日）から31日（日曜日）まで開催いたしました。

5月29日は雨のため中止といたしましたが、5日間で6,793人が来場され、家族連れなど多くの方に楽しんでいただくことができました。

報告は以上でございます。

**【委員長】**

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（7）について、青少年センター、報告をお願いいたします。

**【青少年センター所長】**

報告事項（7）一宮ふれあいキャンプの実施について説明をさせていただきます。



資料は本冊の一番最後、53ページ、54ページになります。

資料53ページの1から3にございますように、市内の小・中学校在籍で4年生以上の不登校あるいは不登校傾向にある児童・生徒を対象としたキャンプとなります。

昨年度は、小学5年生が1名、中学1年生が1名、中学2年生が1名、中学3年生が11名、合計14名の参加で実施いたしました。男女比は、男子7名、女子7名で半々でございました。

資料4の事業概要にございますように、現在、各小・中学校や関係機関等に参加の働きかけを行っております。キャンプ自体は8月20日木曜日から2泊3日で、一宮少年自然の家で実施いたします。また、キャンプの前後には、準備会やふりかえりの会等を実施して、児童・生徒、保護者との継続的なかわりを目指しております。

裏面の資料54ページ、6をご覧ください。

担当職員は12名となります。また、県内の大学生14名をアシスタントスタッフとしております。この大学生が毎年このキャンプに大きく貢献しております。教員を目指す学生たちで、昨年度も大変意欲的に活動してくれました。

参加した子どもたちは、大学生とのふれあいを通して自分を表現できるようになったり、他者への心遣い等も学んでいきます。

今年度は、大学生募集に対しまして定員を超える応募がございました。14名の大学生を選抜いたしまして、今度の日曜日、6月28日に1回目の学生との打ち合わせを行う予定でございます。

3日間の活動につきましては、資料7のようになっております。大学生と寝食をともにし、ふだんは経験できない宿泊を伴う集団活動を経験することで、自信をつけ、みずから新たな一步を踏み出す気持ちが生まれてくれればと考えております。

キャンプの結果につきましては、11月の定例会で報告をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

#### 【石坂委員】

不登校のお子さんですとか、その傾向にあるお子さんですとか、さまざまな事情があると思いますけれども、全国で12万人ぐらい、小・中学生の不登校のお子さんがあると先日も新聞で読みました。このキャンプにつきまして、既にアンケートを私たちがはいたしましたがけれども、そのアンケートを読みまして、実際キャンプは3日間というすごく短い間なんですけれども、その3日間で悩みを持った子どもたちが、大なり小なり

すごくいい方向への変化があったということがたくさん書いてありまして、子どもさんたちもそうですし、それを聞かれた保護者の方もすごくよかったし、そのアシスタントの大学生の方たちもすごくよかったということで、たくさん書いてあったので、この3日間というのはすごい力があるんだなということが想像できました。

準備の期間は1日といいますか2時間ぐらいしかありませんし、人とのかわりをすごく気にしているお子さんたちが参加されると思うので、もう1日ぐらい準備の日にちがあってもいいのかなというのは感じました。このキャンプの後、学校生活に戻れば一番いいんですけども、戻れたとしても戻れなかったとしても、ちゃんと見守っているよという安心感が継続的につながっていったらいいのではないかなと思います。すごくすばらしいこういった機会ですので、今後とも継続されますようよろしくお願いいたします。

#### 【委員長】

ありがとうございました。

そのほか、何かご意見等ございますでしょうか。

#### 【佐藤委員】

細かいところで。1点だけ気になったというか、スケジュールの中で、22日（土曜日）の午前中、これは「ふりかえりの会」と「親の会」とありますが、親も行かれていますか。それとも、そのときだけ来る親がいるということなのでしょう。

#### 【青少年センター所長】

保護者につきましては、3番の対象者のところにも書いてございますが、参加を希望する児童・生徒、並びに希望する保護者。また、学校の先生方もたくさん参加していただいております。

保護者につきましては、年によって数は少ないときもあるんですけども、多いときは五、六人の保護者の方が来ていただくことがあります。そのときに、最終日のふりかえりの会、子どもたちが3日間を振り返っている時間帯に、親御さんと我々職員で、日ごろの悩み等のお話を聞かせていただく等の会を行っております。

以上です。

#### 【委員長】

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項（8）その他で、何か報告したいことがある方は、報告をお願いいたします。

それでは、本日予定していました議案等の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議6月定例会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

午前11時00分閉会

平成 年 月 日

記録 \_\_\_\_\_